

入居資格等の概要

1 入居資格について

県営住宅は、一定基準の収入以下で、住宅に困窮している方への賃貸を目的としている住宅です。そのため、入居にあたっては資格を設けており、次の要件を全て満たしていただく必要があります。

- (1) **現に同居し、又は同居しようとする親族があること。**
(ただし、「2 単身入居資格」に該当する場合は単身入居が可能です。)
- (2) **一定の基準以下の所得であること。**
(入居しようとする世帯の所得月額 15 万 8 千円以下、ただし、「3 裁量世帯」に該当する場合は所得月額 21 万 4 千円以下が基準となります。参考として「収入基準早見表」をご覧ください。)
- (3) **現に住宅に困窮していること。**(持ち家がないことなどが条件となります。)
- (4) **暴力団員^{*}でないこと。**
(^{*}暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員)

2 単身入居資格

次のいずれかに該当する方は、同居親族がない場合でも単身での入居が可能です。ただし、**入居できる住宅は原則として 2DK 以下の住宅**となります。

- (1) 60 歳以上の者
- (2) 障がい者（身体障害者手帳 1～4 級、精神障害者保健福祉手帳 1～3 級、療育手帳の交付を受け得る程度。ただし、精神・知的障がいのある方については、現住所又は入居希望団地が所在する市町村の福祉担当部局において、単身生活が可能と判断された方に限ります。)
- (3) 生活保護法に基づく被保護者
- (4) 配偶者からの暴力被害者（DV 被害者）、犯罪等被害者
- (5) 戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者 など
- (6) その他の者（原則として、独立生計を営む方に限ります。)

3 裁量世帯

次のいずれかに該当する場合は裁量世帯に該当し、入居の基準となる所得月額が 21 万 4 千円以下となります。

- (1) 入居申込者または同居者に心身障害者（身体障害者手帳 1～4 級程度、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級程度、療育手帳重度～中程度）がいる場合
- (2) 入居申込者が 60 歳以上で、かつ同居者全員が 60 歳以上又は 18 歳未満の場合
- (3) 同居者に中学校卒業までの子のいる場合
- (4) 入居者または同居者に戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者がいる場合

【参考】総収入額による収入基準早見表

以下の表はあくまで参考です。詳しくは募集窓口でお問い合わせください。

○ 所得のある人が1名の場合

(単位：円)

| 同居者数 | | 0人 (単身) | 1人 (2人家族) | 2人 (3人家族) | 3人 (4人家族) | 4人 (5人家族) | 5人 (6人家族) |
|----------|----|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 一般 世帯 | 年額 | 2,967,999 | 3,511,999 | 3,995,999 | 4,471,999 | 4,947,999 | 5,423,999 |
| | 月額 | 247,333 | 292,666 | 332,999 | 372,666 | 412,333 | 451,999 |
| 裁量 世帯 | 年額 | 3,887,999 | 4,363,999 | 4,835,999 | 5,311,999 | 5,787,999 | 6,263,999 |
| | 月額 | 323,999 | 363,666 | 402,999 | 442,666 | 482,333 | 521,999 |

※ 総収入額とは給与所得者の場合、源泉徴収票の「支払金額」欄記載の金額のことです。

4 優先入居制度について

優先的に入居ができる制度として、倍率を優遇した抽選（抽選回数を2回とする）選考と、住宅困窮状況等を点数化して行う選考を行っています。次のいずれかに該当する場合は優先入居の対象となります。

- (1) 生活保護法に基づく被保護者世帯
- (2) 障がい者世帯（身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳重度～中程度、戦傷病者手帳特別項症から第6項症等）
- (3) 母子・父子世帯
- (4) 老人世帯（入居申込者が60歳以上であり、かつ同居者全員が60歳以上18歳未満又は(2)と同程度の障がい者等の場合）
- (5) 海外からの引揚者世帯、中国残留邦人世帯
- (6) 多子世帯（同居者に18歳未満の子が3人以上いる世帯）
- (7) 子育て世帯（同居者に中学校卒業までの子がいる世帯）
- (8) 配偶者又は配偶者以外の者からの暴力被害者（DV被害者）世帯
- (9) 犯罪被害者等世帯
- (10) その他著しく住宅に困窮するなど優先的に入居を認めることが適当と認められる世帯

※上記のうち(7)、(9)は抽選による選考のみとなります。

5 申し込み方法

入居募集は通常、期間を定めて行います。詳細は募集窓口もしくは長野県ホームページでご確認ください。

入居申込みに必要な提出書類は以下のとおりです。募集期間内に募集窓口へ郵送もしくは持参により提出してください。

- (1) 県営住宅入居申込書

・優先入居対象者は、別途「優先入居申込書（調査書）」が必要です。

- (2) 入居予定者全員が記載された住民票（外国籍の方を含む）

・結婚予定者については、3ヶ月以内に婚姻する予定であることを双方の親又は仲人等が証明した書類

(3) 前年の所得を証明する書類

- ・市町村が発行する所得証明書等、15歳以上（中学生は除く）の入居予定者全員分の収入の状況を確認できる公的機関が発行する書類

※前年の所得証明書の発行ができない期間（1月～6月）については直近の所得状況が確認できる書類が別途必要です。

- ア 給与所得者の場合は勤務先が発行する源泉徴収票の写し等
- イ 自営業者の場合は、確定申告書の写し（税務署等の受付印のあるもの）
- ウ 年金受給者の場合は、年金証書の写し又は最新の支給決定通知書の写し

(4) 「2優先入居」や「3単身入居」で申込みをする場合は、それぞれその事実を証明する書類が必要です。おもな事由で、別途必要となる書類は原則として次のとおりです。

- ア 生活保護…………… 保護決定通知の写し（又は福祉事務所長の証明書）
- イ 心身障害…………… 障害者手帳の写し
- ウ 母子…………… 母子証明書又は戸籍謄本
- エ 父子…………… 戸籍謄本
- オ 配偶者からの暴力被害者… 福祉事務所長等の確認書
- カ 犯罪等被害者…………… 犯罪被害等に関する申告書
- キ 単身入居…………… 戸籍謄本

(5) その他書類（詳細は、募集窓口でお尋ねください。）

- ・前年の1月以降に退職、転職、就職した場合は、前の事業主が発行する退職証明書、又はハローワークが発行する雇用保険受給資格者証、事業主の採用証明書及び給与証明書
- ・精神障害、知的障害で単身入居を申込み場合は、別に定める申立書及び支援計画書

6 入居までの手続き

申込み後の日程（抽選日、入居誓約書等書類の提出期限、入居可能日など）については、次のような手続きがあることも含め、あらかじめ募集窓口にて十分確認しておいてください。

- (1) 入居誓約書…………… 確認書とともに提出してください。
- (2) 敷金納入…………… 家賃3か月分を入居指定日までに納付していただきます。

7 その他

- (1) 入居の申込みは、1世帯の1回の募集につき1団地の1タイプ限りとなります。
- (2) 家賃は、毎年度実施する収入調査に基づき翌年度分を決定しますので、収入の増減により家賃額が増減する場合があります。また、公営住宅制度の改正等により家賃額が変動する場合があります。
- (3) 県営住宅は様々な方が入居する集合住宅です。ペットの飼育禁止など、お互いの快適な団地生活のためのルールがあることをご理解の上、入居を申込みようお願いします。
- (4) 長野県公営住宅室のホームページで県営住宅情報が閲覧できます。
<http://www.pref.nagano.lg.jp/jutaku/kurashi/sumai/kene/joho/index.html>
- (5) 駐車場を整備している団地もあります。駐車場の有無および使用料についてはお問い合わせください。

各地区のお問い合わせ先

| 地区 | 機関・住所 | 電話・メール |
|-----|---|---|
| 佐久 | 長野県住宅供給公社 佐久管理センター 〒385-8533 佐久市跡部 65-1 | (直通) 0267-78-5410 (FAX) 0267-78-5413 E-mail : njkk-saku@bf.wakwak.com |
| | (佐久建設事務所 建築課) | (直通) 0267-63-3159 |
| 上小 | 長野県住宅供給公社 上田管理センター 〒386-8555 上田市材木町 1-2-6 | (直通) 0268-29-7010 (FAX) 0268-29-7013 E-mail : njkk-ueda@af.wakwak.com |
| | (上田建設事務所 建築課) | (直通) 0268-25-7143 |
| 諏訪 | 長野県住宅供給公社 諏訪管理センター 〒392-8601 諏訪市上川 1-1644-10 | (直通) 0266-54-2010 (FAX) 0266-54-2013 E-mail : njkk-suwa@af.wakwak.com |
| | (諏訪建設事務所 建築課) | (直通) 0266-57-2923 |
| 上伊那 | 長野県住宅供給公社 伊那管理センター 〒396-8666 伊那市荒井 3497 | (直通) 0265-98-7450 (FAX) 0265-98-7453 E-mail : njkk-ina@bf.wakwak.com |
| | (伊那建設事務所 建築課) | (直通) 0265-76-6831 |
| 下伊那 | 長野県住宅供給公社 飯田管理センター 〒395-0034 飯田市追手町 2-641-47 | (直通) 0265-48-0460 (FAX) 0265-48-0463 E-mail : njkk-iida@ai.wakwak.com |
| | (飯田建設事務所 建築課) | (直通) 0265-53-0433 |
| 木曾 | 木曾建設事務所 整備・建築課 〒397-8550 木曾町福島 2757-1 | (直通) 0264-25-2229 (FAX) 0264-23-3256 E-mail : kisoken-seiken@pref.nagano.lg.jp |
| 松本 | 長野県住宅供給公社 松本事務所 〒390-0852 松本市島立 988-1 | (直通) 0263-47-0240 (FAX) 0263-47-8902 E-mail : njkk-m@mua.biglobe.ne.jp |
| | (松本建設事務所 建築課) | (直通) 0263-40-1934 |
| 大北 | 大町建設事務所 整備・建築課 〒398-8602 大町市大町 1058-2 | (直通) 0261-23-6524 (FAX) 0261-23-6532 E-mail : omachiken-seiken@pref.nagano.lg.jp |
| 長野 | 長野県住宅供給公社 住宅管理部 〒380-0836 長野市南県町 1003-1 | (直通) 026-227-2322 (FAX) 026-227-4377 E-mail : njkk-k@mx2.avis.ne.jp |
| | (長野建設事務所 建築課) | (直通) 026-234-9529 |
| 北信 | 北信建設事務所 建築課 〒383-8515 中野市大字壁田 955 | (直通) 0269-23-0220 (FAX) 0269-28-0770 E-mail : hokuken-kenchiku@pref.nagano.lg.jp |
| | 長野県建設部 公営住宅室 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 | (直通) 026-235-7337 (FAX) 026-235-7486 E-mail : jutaku@pref.nagano.lg.jp |